

大村未来都市構想策定支援等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

目 次

1	件名、業務の内容及び履行期限	1
2	委託料上限額	1
3	特定方法	1
4	参加資格要件	1
5	受託者を特定するための評価基準	2
6	発注課（問合せ先）	2
7	公募方法	3
8	実施要領の交付の期間、場所及び方法	3
9	公募型プロポーザル参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知	3
10	提案書の提出の期限、場所及び方法	4
11	契約書作成の要否	4
12	質問書の提出の期間、場所及び方法並びに回答	4
13	審査	5
14	審査結果の通知日及び方法並びに契約締結日	6
15	契約手続	7
16	その他重要事項	7
17	スケジュール	8

~~【別紙1】大村未来都市構想策定支援等業務委託参加資格基準~~
【別紙2】大村未来都市構想策定支援等業務委託提案書作成要領
様式集—様式第1号～様式第9号

1 件名、業務の内容及び履行期間

(1) 件名	大村未来都市構想策定支援等業務委託
(2) 業務の内容	本市が目指す未来像について、基本的な考え方や方向性を定め、今後の施策や取組などを調査・検討し、地域課題の解決と持続可能なまちづくりに資するため、次の業務を行う（詳細については仕様書による）。 (1) 「大村未来都市構想」の策定に向けた現状調査・研究と課題整理 (2) 「大村未来都市構想」における施策・取組の整理 (3) 「大村未来都市構想」の策定に向けた会議・説明会のコーディネート (4) 「大村未来都市構想」の策定支援 (5) 「大村未来都市構想」の具体化に向けた取組のコーディネート (6) スーパーシティ・スマートシティの申請に向けた取組支援
(3) 履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで

2 委託料上限額

本業務の委託料上限額は、11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 特定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、受託候補者を特定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、法人、団体等（以下「法人等」という。）で、公募型プロポーザル参加表明書（添付書類を含む。以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けたものとする。なお、複数の法人等による共同企業体での参加は、認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出の日までの過去6か月の期間内に、手形交換所で不渡手形若しく

は不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。

- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税を滞納していないこと。
- (6) 大村市入札参加資格者停止措置要領の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている者又は国若しくは他の地方公共団体による同様の措置を受けている者でないこと。
- (7) 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間において、国又は地方公共団体の総合計画（総合計画に類似する行政計画を含む。）又はスマートシティ計画（スマートシティ計画に類似する構想、戦略等を含む。）の策定に関する業務の受託実績を有する者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 参加者若しくは参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。

イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。

ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。

エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

5 受託者を特定するための審査項目及び配点

- (1) 業務提案内容 80点
- (2) 業務実施体制 15点
- (3) 見積価格 5点

6 発注課

大村市企画政策部企画政策課

長崎県大村市玖島一丁目25番地

電話番号 （代表）0957-53-4111（内線）215

電子メールアドレス kikaku@city.omura.nagasaki.jp

7 公募方法

大村市ホームページ (<https://www.city.omura.nagasaki.jp>) に大村未来都市構想策定支援等業務委託に係る実施要領、仕様書等を掲載し、公募を行う。

8 実施要領の交付の期間、場所及び方法

(1) 期間	令和3年5月7日（金）から令和3年6月1日（火）まで
(2) 場所及び方法	ア 大村市ホームページからのダウンロード 大村市ホームページ https://www.city.omura.nagasaki.jp イ 発注課での直接交付 発注課で直接交付する。ただし、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

9 参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知

(1) 期限	令和3年5月17日（月）午後5時まで
(2) 場所	発注課
(3) 方法	持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。 参加表明書を提出する場合は、次の書類を提出すること。 ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） イ 法人等概要書（様式第2号） ウ 確約書（様式第3号） エ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類 オ 大村市税納付状況確認同意書（様式第4号） カ 返信用封筒（送付先を明記し、84円切手を貼ったもの） キ 令和3年度の大村市入札参加資格者名簿に登録を受けていない者は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）又はその写し（発行後3か月以内のもの）を添付すること。
(4) 確認通知	参加表明書を提出した法人等に対し、令和3年5月18日（火）までに確認通知書を発送する。

1 0 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 期限	令和3年6月2日（水）午後5時まで
(2) 場所	発注課
(3) 方法	<p>持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。</p> <p>提案書（添付書類を含む。以下同じ。）は（別紙）大村未来都市構想策定支援等業務委託提案書作成要領を参照の上、作成し、提案書を提出する場合は次の書類を提出すること。</p> <p>ア 提案書提出表紙（様式第5号）</p> <p>イ 提案書（任意様式）</p> <p>ウ 見積書及び内訳書（任意様式）</p> <p>※ アからウまでの書類は、それぞれ原本1部及び写し11部を提出すること。</p>

1 1 契約書作成の要否

要

1 2 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 期限	令和3年5月26日（水）午後5時まで
(2) 方法	<p>質問書（様式第6号）を電子メールにより提出すること。</p> <p>電子メールの件名を「大村未来都市構想策定支援等業務委託に係る質問【法人等名】」とし、発注課がメールを受信したことを必ず確認すること。</p>
(3) 回答	<p>(1)の期限までに提出された質問に対する回答を、大村市ホームページにおいて令和3年5月28日（金）午後5時までに随時掲載する。</p> <p>大村市ホームページ https://www.city.omura.nagasaki.jp</p>

1.3 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書等を提出した者について、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）による審査を実施する。

(1) 実施予定日、場所及び方法

ア 実施予定日	令和3年6月4日(金)
イ 実施予定場所	大村市役所大会議室
ウ 実施方法	<p>ヒアリング等により、提案書の内容を審査し、審査委員会において、評価基準に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が最も高い法人等を受託候補者として特定する。</p> <p>ヒアリング等の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 各対象者のヒアリング等の時間は、35分程度とし、プレゼンテーションを15分以内、質疑応答を20分程度とする。また、入退室の時間（準備・撤去作業を含む。）を5分程度設け、その時間は、ヒアリング等の時間に含まないこととする。</p> <p>(イ) ヒアリング等に出席できる者は、パソコン等の機器を操作する者を含み、3名以内とする。</p> <p>(ウ) 対象者は、他の対象者のヒアリング等を傍聴することはできない。</p> <p>(エ) ヒアリング等は、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差替え及び追加資料の配布は、認めない。</p> <p>(オ) ヒアリングに使用するプロジェクター及びスクリーン、映像出力用ケーブル（VGA・HDMI）、電源用コードリールは、発注課で準備する。それ以外の機器は、各対象者が準備する。</p> <p>(カ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、ヒアリング等の実施予定場所に来ることができない場合は、大村市が指定するweb会議による参加も可能とする。web会議による参加を希望する場合は、5月31日（月）までに発注課に電子メールにより連絡を行うこと。</p>

(2) 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

審査項目	評価事項	評価基準	配点
業務提案内容	スケジュール	実現可能なスケジュールが計画されているか。	80点
	調査研究・課題整理	本市の状況・課題について、深い理解を有しているか。	
		本市にとって、有益な先進事例が提案される見込みがあるか。	
	施策・取組の整理	本市の課題解決につながる先端的サービス内容及びその効果が具体的に示される見込みがあるか。	
		本市及び一般的な行政計画や施策体系について、その構成や位置づけを理解しているか。	
	コーディネータ業務	未来都市構想に参画意向のある事業者の発掘及びそれら事業所との協議・調整を適切に行える見込みがあるか。	
国の公募事業等への取組支援	国の補助事業等（スーパーシティ構想やスマートシティ等）の情報を精通しているか。また、補助事業等への申請について、自治体への支援の実績があるか。		
業務実施体制	業務実績	国又は地方公共団体の総合計画（総合計画に類似する行政計画を含む。）又はスマートシティ計画（計画に類似する構想、戦略等を含む。）の策定において、十分な実績があるか。	15点
	実施体制	本業務を遂行するにあたり、十分な人員体制を整えているか。業務責任者等の実績は十分か。	
見積価格		見積価格の評価	5点
合計点			100点

1.4 審査結果の通知日及び方法並びに契約締結日

(1) 通知日	令和3年6月10日（木）（予定）
(2) 方法	受託候補者として特定した法人等に対しては特定通知書（様式第7号）を、受託候補者以外の法人等に対しては非特定通知書（様式第8号）を発送する。 審査委員会による審査結果は、大村市ホームページに掲載する。 大村市ホームページ https://www.city.omura.nagasaki.jp
(3) 契約締結日	令和3年6月16日（水）（予定）

1 5 契約手続

受託候補者として特定した法人等に対し、その提案内容について検証（提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等）を行うとともに、仕様、価格等について協議を行う。協議の結果、市が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、審査において次点となった提案者を次点受託候補者として同様の手続を行うものとする。

なお、検証は、受託候補者等の協力の下で行うものとし、検証結果について異議を申し立てることは認めない。

1 6 その他重要事項

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、市の判断で失格とし、既に提出された提出書類は、無効とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 参加表明書の提出の日から契約を締結するまでに、参加資格要件を満たさない事実を確認した場合
 - ウ 公正を欠く行為があったと認められる場合
 - エ その他本要領に違反する行為があると認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。また、契約締結後に虚偽の内容が記載されていた事実を確認した場合は、契約を解除する場合があります、契約を解除したときは着手等により発生した費用の支払には応じない。
- (3) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出期限までに参加表明書が提出されなかった場合及び参加資格要件を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (5) 法人等が提案した見積価格が委託料上限額を超えた場合は、当該法人等は失格とする。
- (6) 市への提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類は、大村未来都市構想策定支援等業務委託に係る受託候補者の特定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。なお、提出書類を公表その他の目的に使用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るものとする。
- (8) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書の提出の期限日までに参加辞退届（様式第9号）を発注課に持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は提案書の提出の期限日までに必着すること。

1.7 スケジュール（再掲）

実施要領の交付の期間	令和3年5月7日（金）から 令和3年6月1日（火）まで
実施要領に対する質問書の提出期限	令和3年5月26日（水）午後5時まで
質問書への回答期間	令和3年5月10日（月）から 令和3年5月28日（金）午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和3年5月17日（月）午後5時まで
参加資格の確認通知	令和3年5月18日（火）
提案書等の提出期限	令和3年6月2日（水）午後5時まで
プレゼンテーション	令和3年6月4日（金）
審査結果の通知	令和3年6月10日（木）（予定）
契約締結日	令和3年6月16日（水）（予定）